

大阪市客引き行為等の適正化に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大阪市客引き行為等の適正化に関する条例（平成26年大阪市条例第73号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(大阪市客引き行為等適正化指導員)

第3条 条例第6条第2項及び第11条第2項の職員として大阪市客引き行為等適正化指導員（以下「指導員」という。）を置く。

2 指導員は、本市職員のうちから市長が命ずる。

(大阪市客引き行為等適正化指導員証)

第4条 条例第6条第3項及び第11条第3項の証明書の第1号様式は、次のとおりとする。

(禁止区域における客引き行為等の禁止の適用除外)

第5条 条例第10条第2項の市規則で定める場合は、禁止区域に接している土地又は建物において営業を行う市民等が当該土地又は建物の敷地の境界線から1メートル（当該土地又は建物の敷地に接している禁止区域の部分の幅員が4メートル未満の場合にあっては、当該幅員の4分の1の距離）までの範囲の禁止区域内の場所において客引き行為等（次の各号のいずれかに該当する行為を除く。）をし、又はさせる場合とする。

(1) 拒絶の意思を示している者に対し、客引きをし、又は役務に従事するよう勧誘する行為

(2) 客引きをし、又は役務に従事するよう特定の人を勧誘する行為を行うために、他人の進路に立ちふさがり、通行人に追隨し、路上においてたむろし、その他人の通行を妨げる行為

(勧告書の記載事項)

第6条 条例第11条第5項の市規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 勧告を受けるものの氏名又は名称

(2) 勧告の内容

(3) 勧告をする理由

(命令書の記載事項)

第7条 前条の規定は、条例第11条第7項の命令書の記載事項に準用する。

(命令に従わない場合の公表等)

第8条 条例第12条第1項の規定による公表は、大阪市公報に登載するほか、インターネットの利用その他広く市民に周知できる方法により行うものとする。

2 条例第12条第2項の規定による公表の理由の通知は、所定の公表理由等通知書により行うものとする。

3 条例第12条第2項の規定による意見陳述は、意見を記載した書面を提出して行わなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、口頭により行うことができる。

4 条例第12条第2項の規定による意見陳述を行うときは、証拠書類又は証拠物を提出することができる。

(弁明の機会の付与)

第9条 市長は、条例第15条の規定により過料の処分を行おうとするときは、当該処分の名あて人となるべきものに対し、あらかじめ、所定の告知書を交付し、期限を定めて弁明の機会を付与するものとする。

2 前項の弁明は、その名あて人が指定期限までに弁明書を提出して行わなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、口頭により行うことができる。

(過料の処分の通知)

第10条 市長は、条例第15条の規定により過料の処分を行う場合には、その名あて人に対し、第2号様式による過料処分決定通知書を交付するものとする。

(施行の細目)

第11条 この規則の施行に関し必要な事項は、市民局長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

※第1号様式、第2号様式は省略

